

あねとす訪問看護ステーション

訪問看護〔介護予防訪問看護〕の運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人好文会（以下「事業者」という。）が開設するあねとす訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員等（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態〔介護予防にあっては要支援状態〕にあり、主治の医師が必要を認めた高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕」という。）に対し、適正な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供することを目的とする。

（事業の運営方針）

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 事業所の従事者は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 3 事業所の従事者は、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を目指すとともに、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 あねとす訪問看護ステーション
- （2）所在地 埼玉県深谷市人見1975番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 看護職員等

看護職員 3人以上

理学療法士・作業療法士等 1人以上

看護職員は訪問看護計画書及び訪問看護報告書〔介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書〕を作成し(准看護師を除く)、事業の提供に当たる。

また、理学療法士等が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員(准看護師を除く)と理学療法士等が連携して作成する。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日(午前)までとする。

ただし、12月30日から1月3日までを除く。尚、管理者が必要と認めたときには営業日以外であっても、サービスを提供することができる。

(2) 営業時間 月曜日～金曜日 8時30分から17時まで

土曜日 8時30分から12時まで

ただし、利用者の希望等により管理者が必要と認めたときには時間を延長することができる。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 病状、心身の状況の観察

(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持

(3) 食事及び排せつ等日常生活の世話

(4) じょく瘡の予防・処置

(5) リハビリテーション

(6) ターミナルケア

(7) 認知症患者の看護

(8) 療養生活や介護方法の指導

(9) カテーテル等の管理

(10) その他医師の指示による医療処置

ただし、状況によりサービスを提供できない場合もありうる。

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、基準上の額に対して、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- 2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収することができる。なお、自動車を使用した場合の交通費は通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートル当り25円を徴収する。
ただし、管理者が必要としないと判断する場合もありうる。
- 3 前第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、深谷市、寄居町、熊谷市、美里町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護等の提供中に利用者に病状の急変が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第10条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した指定訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定訪問看護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
 - （2）虐待の防止のための指針を整備する。
 - （3）看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（個人情報の保護）

- 第13条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（その他運営についての留意事項）

- 第14条 事業者は、看護職員等に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を年1回以上実施する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人好文会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年 1月1日から施行する。

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

この規程は、令和2年10月15日から施行する。

この規定は、令和3年5月15日から施行する。（第8条 美里町追加 第12条変更）